

第五十八回国会 衆議院 沖繩及び北方問題等に関する特別委員会議録 第十六号

昭和四十三年五月十六日(木曜日)

午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村千一郎君 理事 白井 莊一君

理事 小淵 恵三君 理事 鯨岡 兵輔君

理事 本名 武君 理事 川崎 寛治君

理事 美濃 政市君 理事 永末 英一君

大村 襄治君 理事 上林山榮吉君

古屋 亨君 箕輪 登君

山田 久就君 多賀谷眞徳君

中谷 鉄也君 帆足 計君

依田 圭五君 沖本 泰幸君

齋藤 実君

出席國務大臣

國務大臣 田中 龍夫君

(総理府総務長 官)

出席政府委員

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君

委員外の出席者

総理府特別地域連絡局監理渡航課長

守谷 道夫君

水産庁漁政部漁業調整課長

藤村 弘毅君

自治省行政局行政課長

林 忠雄君

自治省行政局振興課長

遠藤 文夫君

五月十六日

委員西風勲君及び斎藤実君辞任につき、その補欠として多賀谷眞徳君及び沖本泰幸君が議長長の指名で委員に選任された。

同日

委員多賀谷眞徳君辞任につき、その補欠として

西風勲君が議長長の指名で委員に選任された。

五月十四日

沖繩の日本復帰促進に関する陳情書外十三件(岡山県御津郡建部町議会議長河田実外十三名)(第三七二号)

同外三件(沖繩中頭郡具志川村議会議長当銘由親外三名)(第四二八号)

沖繩の施政権返還に関する陳情書(鹿兒島県熊毛郡南種子町議会議長船川太)(第三七三号)

同(沖繩コザ市議会議長本裕盛)(第四〇一号)

同(沖繩那覇市久米町一の三一沖繩県青年協議会長比嘉正儀)(第四二七号)

嘉手納基地のB五二爆撃機即時撤去に関する陳情書外七件(沖繩中頭郡具志川村議会議長当銘由親外七名)(第三七四号)

同(沖繩那覇市久米町一の三一沖繩県青年協議会長比嘉正儀)(第四二六号)

北方領土の日本復帰促進に関する陳情書外二件(広島県賀茂郡西条町議会議長青山昭美外二名)(第三七五号)

同(北海道河西郡芽室町議会議長奈良延幸)(第四〇五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

〇床次委員長 これより会議を開きます。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。依田圭五君。

〇依田委員 きょうに引き続いて、若干質問を、二点はかりたいと思います。

一つは、おととい私は補助率の問題について質問をいたしましたら、加藤参事官のほうから、総理府を代表いたしました、公式の見解を示してくれました。それは奄美方式を下らざる努力をする決意だ、そういうように決定をしておるといふ意味の答弁をされた。これは速記録を調べていただければ、はっきりしておるのですが、きのうになりましたら、長官がおいでになりましたので、さらにそれをもう一ぺん、むだなことでありましたが、確認を求めの意味で申し上げましたところ、今度はあらためて加藤さんのほうが、ぜひ先に先に答弁させてくれという申し出で、実はそれは小笠原村なんだ、私の理解は、小笠原村に対する補助率の問題であって、それは東京都とか国の小笠原群島に対する事務事業についての問題ではない、小笠原村当局に対する補助の問題なんだ、こういうことと答弁で、それならば奄美を下らざる補助を十分にいたします、その決意でありますし、そういう方針でまっております、こういう答弁をいただいたわけですが、私といたしましては、食言という強いことばで言うつもりはありませんが、食言という強いことばで言うつもりは、非常に疑問に思うわけです。小笠原村の事務事業ということになりますと、大休戸籍簿の仕事、あるいは小中学校といましても建物がおもでありますから、建物は全部都道府県の負担になるわけです。小笠原村当局の財政収入はないわけですから、歳入はないわけですから、そういうわけで、あとはせいぜい結婚届けとか死亡届けとか、あるいは選挙関係の事務ですか、それ以外にないわけです。あとは幾人かいる——現在は職務代行者しかいないのですから、職員に対して給料を支払う事務、そういうようなことしか小笠原村にはないわけです。あ

とは全部——ともかくあぜ道ならいざ知らず、少し大きな道路は全部国道であり、都道である。護岸もそうであるし、飛行場の建設も地方が負担すべきもの、国が負担すべきもの、これは全部村当局の関係しないところなんです。それに対して小笠原村の負担については奄美以上にやりますけれども、あとは知りませんというふうなことの御答弁では、その前の日にやりましたあなたの公式答弁と全然違うわけです。少なくとも総理府長官がおいでにならぬときに参事官がなさるときは、当然総理府長官の立場で御答弁になるのだし、また事務の中心の仕事についてはむしろ参事官のほうが通達しておるわけですから、実質的にも形式的にも、われわれとしてはおとといの答弁とききのうの答弁では、ものごとくにうっちゃり食ったというか、予算委員会等であれば当然二、三日とまよるような大事件を起こしてくれておるわけです。

そこで、その問題はそのくらいにして、きのうの質問に引き続き言及いたしますが、あらためて、実際東京都の仕事というものは地下鉄の建設であるとかあるいは道路の拡張であるとか、都市計画の実行であるとか、都市化現象に伴いまして、いま三十億、二十億の金を引き出すのはいへんな財政事情なわけです。金があるといえはある、ないといえはあない、そういうのが巨大都市の実情であります。奄美のときの鹿児島とは若干事情は違ふことはわかりますけれども、現在この法令の中には二十五の政令が定められておりまして、その政令のきめ方によってはどうにもなるような仕組みになっておるわけですね。私はあえて聞きますが、暫定法の制定の現在の時点におきまして、一体東京都にはどれだけの仕事をさせるのだ、どれだけの仕事を国が直轄事業でやるのだ、どれだけの仕事を村当局が——村は実際ないのですから、これから無人島に村をつくるのですから、村は眠っていてもいいのです。東京都にどれだ

けやらせ、国がどれだけやるのだということについて、事務配分がはっきりしておることが、暫定法を確定される前提の問題でなければならぬと私は思うわけです。そのことについて明瞭になっておられますか。なつておればこれとこれは東京都にやらせませう、これとこれは国がやります、公共事業一般でもいいです、その他公共事業に入らない一般の事業でもいいですが、国の固有事務、果の固有事務とありますが、それらを含めて、補助率に入る前に、前段の問題として事務配分の問題についてどのような統一見解を、総理府が本法案をきめられるについてまとめられましたかを明確にしたいだいたいと思います。

○林説明員 依田先生のお尋ねは、おそらく現地が復帰いたしましたあとの復興に関する仕事は主体になつておると思います。復興以外の通常の行政、すなわち生活保護であるとかあるいは義務教育だとか、これらはそれぞれの法律で定められたところに従つてその主体がはっきりきまつております。ただこれらによつて村がやるということになつておりますものでも、村の財政能力、行政能力がまだ充実しない間はこれは代行するということが当然あると思いますが、原則としては復興以外の行政についてはそれぞれ現行法に従つた事務配分によつてなされる、またそれによつて何ら支障はないと考えております。

問題は、復興事業の内容をなす事業、金もかかるが、それ自体にいろいろ施設その他を整備していく事業、これが問題になるわけでございますが、これはそれぞれの法律に従つて、本土におきましてはそれぞれの主体が大体きまつておるわけでございます。現地が復興いたします場合にはこれをどうするかというのがこの際は最大の問題になると思います。それにつきましては、現在の段階ではまだ復興事業の内容にどこまでがどのような形で取り入れられるものか、まだ調査の済んでない段階なので、実はまだはっきりきまつておらないというのが正直な現状でございます。実際に調査をいたしまして、ここに飛行場をどういふ

うにつくる、ここにどういふ道路をつくる、そういうものがきまります場合は、その飛行場の規模であるとか、経費であるとか、その道路の規模、港湾の規模、そういうものによつて、これは国の事業としてやる、これは都の事業としてやる、これは村の事業としてやる、この事業であつてもこれを代行してやるということが逐次きまつてくると思ひますので、実際の復興計画が立てられる段階で具体的に復興事業の実施主体をきめる、大体どういふことを考えております。

○依田委員 どうも林課長の御答弁はなかなかうまいやうで、専門家でですから、むしろ全部きょうは総理府の長官にお答えを願わないと、おとこの二の舞になつて、どうも参事官でさえ全く百八十度の答弁をしてくれるわけですから、さすがにきのうずいぶん温厚な私もがまんできなかつたのです、これからは総理府長官にひとつお聞きします。

大体林さんの御答弁で、すべては復興法の段階において問題になるのだ、現在ではきまつておらない、こういうわけなんです。それで私たちが心配するのは、川崎理事がきのうもる質問をしておりました、この法文には二十五本も政令に委任事項がありまして、憲法違反ではないか、あまりにも政令委任が多過ぎる、言いかえれば政府の政令に盛り込んだ内容によつてどうにもなる、これは地方団体に對して重大な影響がある。地方団体に對しては、憲法第九十二条の地方自治の本旨によりまして、いかなる自治体はどういうようにこれを運営しなければならぬかという大原則がある。にもかかわらず、この法律では所有権のいろいろの制限さえやつてゐるわけです。債権はもちろん、賃借権、所有権さえ、一時的には完全な物権を取り上げている。所有権でさえもこの法律で制限している。こういう暫定法の基本的な性格からいいますと、二十五本の政令を配列されたのは、これは自治団体に地方自治の本旨なんというものは飛んでしまふわけですね。

そこで、お聞きしたいのは、復興法で林さんの言うように査定段階が重要である、その中に盛り込むのだ、そこで事務配分を明確にするのだ、復いまは何もきまつてない、こういうことです。復興法というのは、地方自治の本旨に照らして、小笠原村当局、東京都という中間体、それから政府、こういう団体の中で、三者の討議の中で一番データを持っておりましては、むしろ密着している地方団体が持っているわけでは、これは戦前長の間東京都の伊豆七島の中にあつたわけですね。したがつて、そういうような情勢の中で、いつごろ何人ぐらいの構成でどういふ意味で審議会をつくるのか、あるいはどうするか、いかにして民主的な意見を集中して政府が思うままに二十五本の政令を盛るようなことのない、そういうような機構運営にするか、明確にしたいだいたいと思ひます。

○田中国務大臣 私は、自治省の担当の方々なり、私の役所の参事官の御答弁のときに、おつた場合とおらない場合がございしますが、食い違つた場合がありましてあらばまたあれですが、問題は、ただいま御審議をいただいているのは復興法の問題ではなくて、暫定法の御審議をいただいているわけでございます。それで三十二条の負担金、補助金、復興法の段階におきましては当然審美の復興法の例その他いろいろの例に徴してきまると思ひますけれども、何はともあれ、とりあえずこの復興法ができるまでの期間における暫定法の特例の問題であらう、こういうふうな考えます。

それで、その場合に国が直接行なう分野がむしろ先行投資的な意味において非常に多いのではなからうかと類推されるのでありますが、さらにまた国の行ないます分野でなく、他の分野ということになりますと、都なり村なりという自治体の問題が出てくるのは先生のお説のとおりであらうと思ひます。それでその間において、暫定法といたしましてもまずこの問題はできるだけすみやかに——島民の方々の帰島の問題やら、あるいはまた復興

法に引き継ぐ、ルールを敷くというふうな意味におきまして、どういふ表現をとつたらよろしゅうございませうか、前向きと申しませうか、あらゆる努力を傾注して、一日もすみやかな帰島の前提を形成していかなければならぬ、復興法の前これをつくつていかなければならぬ、こういうふうな考えております。

それからいよいよお話し審議会と申しますか、官民の方々によりまする本格的な計画のための審議会というものは、暫定法の段階ではなくて、復興法の段階において審議会はできるべきものだらう、かように考えます。またその時期等々の問題は、昨日来いろいろとお話がありましたように、まず暫定法でもってルールを敷いて、そうしてほんとうの序の口のまた序の口でございしますが、あらゆる努力を暫定法でいたしまして、できるだけ早い機会に復興法というものを御審議いただくような過程に移していきたいものだ。それでは形式的に考えますと、予算の概算要求が八月というところになりますから、来年の通常国会に法案を出そう、予算のあれを出そうと思へば、八月三十一日までに一応のめどを立てなければならぬというところになりますけれども、現実の問題としていって、もうすでに五月で、この暫定法の審議に入つておりますが、これから暫定措置をすぐに行ないますにしましても、やはり下半期にかかつてくるだらうと思ひます。でございしますから、すでにきておる地域の対象と違ひまして、やはり概算要求の提出時期に間に合ふようになきちんとした予算要求なり、あるいはまた復興法の御審議がやつていただけるような段階にこぎつけられるならばよろしゅうございしますが、時間的に言いますと、非常に迫つておるということで、その点はどうかこの暫定法の意味するところを御了承いただきたいと思ひます。

○依田委員 長官の御答弁は全然了解できないのです。なぜかという、われわれは野党なんで、この暫定法の審議だからこそ復興法の見通しにつ

いてここで明確にしてもらわなければならない。
復興法は復興法だ、暫定法は暫定法だ、こういうように離して、これはそういう考え方立つべきだということとは納得がいけないのです。暫定法にはたくさん政令委任事項が多過ぎる。それが地方自治の本旨をくじりたり、地方団体を眠らせる可能性がたぐりあるから、これは事業施行の主体性をどこに置くかという問題になるのです。言いかえれば、事務事業の配分はできているかということをお聞きしたい、それは全然できておりませんというのです。おかしいじゃありませんか。事務事業の配分まで想定して、こういう書き真で小笠原というものを建設いたします、それに、当面は前段のこまめとして、半年なり一年たてば、こういう復興法を提案する予定なんだ、それには二十五本の政令委任事項もこういう角度から重要なんだ、これをまげて御承知願いたいと言っている委員会へ出すならわれわれも納得するわけですね。しかし、それはそのとき、いまは暫定法の審議過程なんだから、そんなことはわからぬという意味合いでしょうが、いま長官は、非常に事が迫っているから、間に合やす予定であったが、そこまで準備できなかった、それはそのあとだということであれば、私はさき理事に社会党の希望意見として、それなら一年以内に復興法を提出するように附帯決議をつけてくれと地方行政委員会の全員の希望として申し込んでおいたら、政府側の答弁は一年以内に復興法は出します、だから、あれは乗っけることはないというお話なんです。

の不確定な問題がたぐりあるこの暫定法もやむを得ないだろう、こういうことをわが党の仲間では相談をしているんですよ。しかし、われわれの質問することは何ら明確にされぬで、暫定法だけにこだわって、事務配分はきまっておきません、復興法を出す時期についても、審議会を設置するかしらないかも、衆知を結集する方法についても、政令が十分にあれば、どこまでかきめてやっていく、そんなことは——奄美方式による公共事業あるいは公共事業以外の一般事業の補助率は全部違うんですよ。たとえば奄美の場合には、道路は十分の十、離島振興では四分の三、離島振興では学校の十分の六・六、奄美では十分の八、全部違うんですよ。東京都あるいは小笠原の立場からいうと、たとえ三割や四割の補助をいたしても、自分がお金を出しても、国のほうの補助がそれだけ少なくなっても、たとえば九五割が国だ、残りの五割が東京都だとしても、東京都のほうに事業施行の主体性を、インシアをとらせてもらえれば、そのほうがよろしいという見解をとっているわけですね。ですから、いま全部先行投資で国がやるからいいだろう、こういうつかみの話は納得がいけないんですよ。もう一ぺん重ねて御質問いたします。

○田中中国務大臣 私がお申ししたのは、復興法の青写真と申します、構想というものを全然頭に描かないで、かかってつかみ取りで暫定法を出したというわけでないことは当然でございます。ということ、小笠原についてやらなければならぬいろいろな問題につきましては、あるいは案件の対象別に自分の責任でやるべきことである、このことは自治体の責任でやるべきことである、このことは一応分類をいたしているわけでございます。そういうふうなことから申しまして、ただいまのお話の離島振興に對します高率補助の問題あるいは奄美の特例法に基づく補助の問題、こういうふうな問題は、奄美の場合におきましては、奄美の復興の場合により一そう確定いたしました。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。いま具体的なお話でございますが、私、いままで御答弁申し上げてきました線と申しますのは、父島に現在、百七十四名でございまして、その方々が住んでいて、しかも米軍が使っていて、ある程度、何と申しますか、人が住めるようになっておる。そういう状態でございますので、父島の特に二見港もある程度使えるというふうなことから、二見港をまずさしあたっては整備する必要があります。あるんじゃないか、そういうふうな考えまして、そういう線です。父島、そういう、少なくとも第一歩は父島とならざるを得ないじゃないか。ただ、いろいろ先生方のお話がございましたように、母島について全然放棄するということがなく、やはりできるだけ早く復興をはからなければならぬわけでございますので、時間的にいつということを言う段階でございますが、すみやかに母島についても復興の手をのべるということは当然だというふうな考えをいたしております。港灣につきましてどこにつくるのか、あるいは飛行場をどうするかというふうな話につきましては、もちろん専門技術的な調査の結果によって、その可能な限り整備していかざるを得ないわけでございます。

○依田委員 形容詞はいいのですよ。可能な限りとか、可及的すみやかになんて形容詞を幾ら聞いてもしょうがないのです。これは参事官、おとといで私はこうおるから、あまりあなたには質問したくないんだ。しかし、父島の二見港をつくるというのは、あなたの見解でしよう。少なくともあなたと、それから、あなたに代表されます総理府当局の考え方でしよう。きのう来ました一万人の旧小笠原島民を代表します小笠原協会の会長は、きのうの公聴席で、はっきり、この法案には、まあ反対はしない、これはお祭りの法案ですから、うれしい法案ですから、返ってくるのですから……。しかし、非常に苦しい態度を示しておるのですよ。全面的に批判をしております。その一つは、一カ村問題、これは実情を全然ネグッて

いただきたい。そういうことで、ひとつ田中長官の御答弁をいただきまして、この法案は不満であります。あとは理事におまかせをしていきたいと思ひます。

○田中事務大臣 御趣旨のごとくにわれわれも考へておりますし、またさようにいたしたいと思ひます。

○依田委員 それでは法定の審議会を設置されることを承していただいたと理解してよろしうございませう。

○田中事務大臣 当然それは復興法におきまして法定いたします。

○川崎(寛)委員 関連して——いまの点ですが、復興法において審議会をつくるとなると、復興法ができてから審議会ができる、こういうことになりませう。そこがさっきのと違ひます。

○田中事務大臣 お答えいたします。

いまの法定の問題という点になりますと、次の国会という点になりざるを得ないわけですが、いまが、現在準備対策本部というものをつくつておきまして、そして民間団体の各位並びに東京都の各位、また各省庁の方々も一緒にいろいろの問題に取り組んでいくわけでございますから、いまの法定ができていまだに民意というものが何ら反映をしないのだというふうにお考えをいただければ、それは困るのでございませう。もちろん、われわれはあくまでも旧島民の方々の御意思なり、あるいはその他現住民の方々のためによかれと思つてあらゆる努力をいたしておるわけでございますから、さような関係におきまして、この暫定法においてはまずあすからでも手をつけてやつていかなければならぬ各般の先行投資なり、あるいはまたそういうふうな問題を一応処理させていただきます。そして本格的な問題と取り組む場合は、いまの暫定法からさらに復興法の段階においていろいろと検討を重ねてまいらなければならぬ。

いまのお話は、復興法のとくに法定の審議会ができるが、それまでの間はどうか、民意が

反映しないじゃないかというふうなのがたゞいまの御主張のポイントだと思ふのでございませう。その点はたゞいま申し上げたような民意を十分反映させる機構をいたしまして、準備対策本部なり何なりでもっともつとできないか、かように考へておりますが、いかがでございますか。

○川崎(寛)委員 それじゃもう少し具体的に詰めますから簡単に答へていただきたい。

では、準備対策本部というもののフルネームを言つて下さい。まず加藤さんから。

○加藤(泰)政府委員 小笠原諸島復興準備対策本部でございます。

○川崎(寛)委員 といいますと、復興に備へた準備対策本部なのです。それはいわば暫定措置法のことになるわけですね。それからいままでの基礎的な初歩的なことはいま、さういふ調査の段階でこの法案ができる。さういふ調査の段階から十八年度、附則の四年度で総理府設置法から、いままでのこの区域は、今度総理府の権限からは入れられないわけですね。しかし準備対策本部という、いわゆる復興に備へての準備対策本部というものは総理府にあるまま残つていくわけですね。ところが権限は落ちる。これは自治省のほうに、その他というところを受けるのだ、こういうふうになつておきますが、自治省それ自体がさういふことについては次の復興法でやるのだ、自治省自体が責任を明確にして進んでいくのは次の復興法からだ、こうなりませう。

そこで先ほどから依田委員が言つてゐることは、暫定措置法ができる。そして次に復興法並びに復興計画が策定される。それまでの段階に、つまり附帯決議案に入つておきますが、国、都、あるいは帰島者、現地住民あるいは関係団体、さういふものが密接に、緊密に協力をし復興計画を立ててくれ、立てるんだ、こういう決議案になつてゐるわけですね、これは。さういふと、問題は、その段階で——つまり戦後各種審議会ができた。そのときの各種審議会というものは、いかにして国民が戦前の行政の横暴、独走というものをチェック

クし、お互いの間の利害調整をやり、そして国民がいかに行政に参加をしていくかということがこの審議会の設置の目的でもあつたわけですね。だから、依田委員が言つておられるのは、暫定措置法ができて次の復興法、復興計画というものに入る際に、いかにしてその利害調整をやり、そして関係者、現地住民の人たちがその行政にどう参加をしていくか。つまり復興計画なり復興法に対して、さういふことなんでしょう。だから、復興法のあとは、それはそれでいいのです。それを進めていくのはその機関でよろしい。そのことは、総務長官が答弁をされたように、それができるといふことは確認をするわけですね。ところが、その前に暫定措置法が成立して返還協定が効力を発生しておる、それまでの間の、復興法をつくつたり復興計画を策定したりということについてのあれは、先ほどフルネームを言つたように復興準備対策本部というものがそのまゝやつていくことはおかしいでしょう、おかしいんだ。だから、その機関をきちんとしてほしい、それをつくりますかというものが依田君の質問なんです。それがないということになると、これは戦前の行政の横暴、さういふものをそのままやるんだ。だから、われわれがこの決議案に際して東京都の主体性を尊重せよとかあるいは自治法の主旨にのっとりてきちんとしておるとかいうことを決議案の中でやましくいふておるの、その点なんです。それがいいわけですね。

○田中事務大臣 いまおっしゃつたとおり、暫定法が通過して復興法ができるまでの間の経過措置……(川崎(寛)委員「いや、経過措置じゃない」と呼ぶ)経過措置でしよう。復興法ができると法定の審議会みたいなものができましよう。その前においても復興法なるものを——いかにして島民の意思や将来のことを十分反映させるかというプランニングをこの復興法の前に一緒にやらなければいかぬということでしょう。つまり暫定措置法が通過して復興法ができるまでの間の、そこに民

意の反映の機動的な暫定措置の問題でしよう。さう心得てよろしうございませう。それにつきましてはたゞいま申し上げたように、各省庁にわたります非常に広範なものですから、私どもの総合調整の役所といたしましての現在のような対策本部というものは、これは内容的には姿を変えて、今度はその中にいろいろの方の御意見を十分聴取でき、さらにまた各省庁に、そのことが行政上にも反映できるように機構をつくるということでございます。違ひませう。(川崎(寛)委員「その答えがいままでは出てきていないんだ」と呼ぶ)それを法定するということでは、現実の問題としては、現国会と次の国会の間からできませんけれども、行政措置としましては、いまの私どもの総合調整機能というものを十分活用いたしまして、さうしてつづきな復興法の作成に十分民意が反映するような措置をとります。それじゃいいけませんか。

○川崎(寛)委員 だから、あなたは、民意を十分に尊重し、そして総合調整機関としての総理府の役所の性格上の任務においてやるんだ、こう言われる。ところが考え方はそれ自体に——いま総理府の中にある機関は復興準備対策本部でしよう。だから、それ自体がこれから復興計画なり復興法なりの策定というものの向かつて民意を反映させる機関だということを少しも前進しておらぬわけですね。復興法までの暫定措置法がこれなんだから、それが済んだ次の策定までの間に民意が十分に参加できる、それから、われわれいま各党で話し合つてゐる決議案の中にもある、各関係機関が密接に協力してやろうというのだから、復興準備対策本部という機関の中でやれますなという答弁をするから、これはだめだといふのです。それを衣がえして、それにみんな参加させる、利害調整をやる、利害関係者の参加を十分させる、さういふことできちんとしてほしい。そしてあと復興法ができ復興計画ができたやつは先ほどの答弁で確認をします。それまでの間の問題です。

○田中事務大臣 わかりました。復帰準備対策本部という現在のものは、暫定法ができた後は、これはこどもで終了いたしますから、今度は名称も変え、新しい機構として足立いたします。

○川崎(寛)委員 確認しますけれども、いまの衣がえはします、これはそれでよろしい。そうすると、その衣がえをした、新しく変わった名称はどのようなかわかりませんが、その対策本部は、現地の人もあるいは帰島の代表者もあるいは各党なり関係団体なりというものも十分に入って復興法、復興計画——つまり国会に出すまでの復興法、復興計画の策定については十分に調整、参加ができる確認をとっていいわけですね。

○田中事務大臣 そのとおりでございます。

○床次委員長 美濃政市君。

○美濃委員 一点確認をしておきたいのですが、私は今回、農業振興と農地法関係を重点に進めてきたわけですね。その中で、きのう農林大臣のこの法案に対する見解を承ったわけですが、私の考えでは、行政措置で行なう面ですね、これは法律と、行なうとする政策の意図とが多少食い違っておいても、実際の運用で配慮するというのもいいと思うのです。この場合の七条二項ですね。これは政策の意図と法律とはかなり食い違っていますね。二項をちょっと読みますが、「前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して土地を開発し、これを耕作の目的に供することができるとなるまでに要する通常の期間を考慮して定めなければならない。」こうなっております。政策の意図は、土地を開発しということではなく、開墾目的に供することができなく、耕作の目的に供する計画に要する通常の期間を考慮して定めなければならない、こういうふうに整理されたと思うのです。

それからさらに第七条関係の「政令で定める日」このコピーによりまして、「農業を営もうとする旧島民の相当数が帰島し、さらに未墾地の売却しから開墾を完了するまでの期間を考慮している。」当初の政策の意図は七年ないし八年、それ

ではいろいろの不都合が生ずるということで政策の意図は整理された。整理されると法律と合わない問題がある。これはやはり政策の意図とこういう面の法律を合わせておきませんと、土地所有者に与える心理的な影響というものがありますから、単に行政措置だけではない。行政の配慮の中で、本来法律はこうなっております運用で注意をいたしますということとはちよつと違うので、この点確認をしておきたいと思うのですが、長官の考え方、これをどうするかということ、これを承りたい。

○田中事務大臣 私、農林大臣と昨日交代しまして向こうの本会議に行つたものでありますから、私の不在中の農林大臣の御答弁の趣旨がよくわかりますので、ちよつとかわつて担当者からお答えをいただきます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

きのうの農林大臣の御答弁、いま先生のおっしゃった点、私もはっきり記憶していないのですが、ざいざいですが、大臣の答弁が、できるだけ早く施行したいという気持ちも表明されたことは私も十分承知しております。したがって、この表現自体はまあ、「開発し、これを耕作の目的に供することができるとなるまでに要する通常の期間、こういうふうになつておりますけれども、その大臣の御意図を十分このことばの中からくみ取っていきまして、一般的に開発、耕作の目的に供することができよう、そういう事態ができるようにできるだけ早く措置いたしまして、農地法の適用が少しでも早くなるように、まあ、さうした御質問に対しては七、八年というふうに申し上げたように記憶しておりますけれども、そういうふうな七、八年ということにこだわらずに、できるだけ早く施行できるようにしていきたい、そういうふうにお思っております。

地法を適用する、私は速記を見ておりませんが、そういう概要の答弁だつたと思ひます。それから長官も、開発法の制定と、開発目標を立てば、やはり全部が畑になつてからの適用ではおそいから、開発法の制定とあわせて農地法の適用を考慮したい、こういう概要の政策意図の御答弁だつたと私は承知しております。速記を見ておりませんが、さうすると、この法律あるいはこの政令で、開墾完了までの期間を考慮して、さうすると、政策の意図はまたそれは、実際問題として、たとえば測量が終わり、島民の復興意欲、それからいまの未墾地買収——自作農特別措置法時代の未墾地買収とちよつと法律の運用がかわつておるわけですね。そういう点を配慮しても、またきのうも平野参考人が言つておつたように、体系的な生産性の高い農業あるいはこれからの近代的農業の集団性等、どうしてもやらなければならぬそういうことを配慮すると、どうしてもパイロット方式を適用するとなると、そこに土地問題を解決しないとパイロットというものはできないわけですから、ただ予算措置だけで、土地の所有権や所在というものをいかにして国費の高額補助を適用するといふわけにいかぬわけですから、必然的に農地法の適用といふことは、開墾してしまつてからという問題でなくなつてくるわけですね。そういうふうにするといふことは言つておるわけですね。そういうふうにするといふことになるわけですね。その七条の二項とそれからコピーでいたしております七条第一項関係の政令で定める日といふものは政策の意図と食い違つて、これは繰返しますが、内部の行政組織の問題と違つて運用で注意しますといふことだけではいけないから、これはやっぱり整理する必要があるのではない

か、こう申し上げておるわけですね。

○田中事務大臣 このちよつとだいたひいたしました附帯決議案にも「農地法の適用については、復興法の施行に応じて、速やかに適用できるよう措置するとともに、自作農による農業振興を図ること。」この御意見に帰するのじやないかと思ひますけれども、農林大臣が昨日お話をなさいましたその趣旨を十分に生かして、また美濃先生とわれわれとが先般お話をしておりますことも、やはりこの実施の政令で定める日でありまつか、あるいは通常の期間の考慮でありますとか、いままでの御審議の過程を体して農林当局のほうでできますように、われわれのほうも行政庁といたしまして十分配慮いたします。

○美濃委員 そうすると、政府で修正ということ

はできないし、いまだどうするかという結論は私ども出していませんが、たとえば政策の意図に合うようにこの法律の七条の二項を、言うなら疑義があるから削除するか、もう一つは、政策の意図がはつきりしたわけですから、「旧島民が帰島して土地を開発し」の「開発」という字句を削除し、そして「目的に供することができ」とあるのを「目的に供することができるとなるまでに要する通常の期間を考慮し」と、こういうふうな修正することが、対地主に与える心理的影響もありまうと、必要だと思つたのです。これは政府から修正するというわけにいかぬでしょうが、そういうふう

に直すことが適当だと私は考へるのです。直す直さぬは別として、そこは違つておると私は思つたのですが、御意見を伺いたい。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

この第二項は、実は第一項で「政令で定める日の前日までは施行しない」というのでは、いつまでも施行しないという可能性もある、むしろ第二項でやはり農地法が施行し得る段階になれば当然農地法を施行すべきだ、むしろそれがこの法律において農地法の趣旨からいって当然のことであるといふことを言わんとしてこの規定を置いたわけでございますので、削除というのには、私、

立案をした者としてはちょっと賛成できかねるわけですが、先生の御趣旨は、きのう農林大臣がおっしゃった趣旨を私ちょっとはつきり記憶しておりますので申しわけございませんが、もし農林大臣が言われたことが農林大臣の政策として言われたこととございますれば、この規定はこのままでありまして、農林大臣のおっしゃる趣旨で十分政令を定むるその前提としての問題は読み切れるように考えられますので、一応そういう農林大臣のおっしゃったその政策の方向で十分活用させていただきたい、そういうふうに考えております。

○美濃委員 行政組織の中で、内部的には法律というものは読み切っても、さっきから言っておるように、それは行政組織や行政内部を規制する法律の場合は読み切れる運用で是正してやりまうというところも了解できるのですけれども、こういう国民である相手方がある程度拘束するわけですから、拘束期間の問題、こういう場合の措置は、内部で読み切ったからといって、法律にあらわれておる表現というものが、言うならば第三者者ですね、第三者に与える影響というものは読み切れるものではないわけですね。内部の規制法律とは違ふわけですから、行政内部の運用や組織を規制した法律とは違ふわけですね。読み方はそういたします、運用で注意いたしますということとは違ふと違ふと思ふのです。

それからもう一つ。そうすると、この政令の期間という問題がもう一つあるわけですね。政令の期間はそういう政策意図に合うような期間でこれを定めるのか。ここに書いてあることと違ふわけですから、未整地を売り渡してから開墾を完了するまでの期間を考慮しておるといふことは政策意図は全然違つてきたわけですから、こういう期間適用しないという考え方はないわけですね。政令、これからまだつくるのでしょうか。できてしまつてゐるものではないのです。政令の期間について、これが大切だと思ふのです。

○加藤(泰)政府委員 私の申し上げました趣旨は、実は現在現況が農地でございませんで、農地法が当然適用されないということとを頭に置きまして、現況が農地になる、一応この第二項におきましては、そういう時点においては、農地法を当然適用していくのだ、そういう趣旨に限定がされているように私理解しているわけでございます。いずれにいたしましても、そういうきのうの農林大臣の御答弁の内容、それ私、申しわけございせんが、十分把握しておりますので、農林大臣の御答弁の趣旨に沿うように政令を制定する段階で考慮をさせていただきたいというふうに思っております。

○美濃委員 時間の関係がありまして以上で終わりますが、私はやはりこの点の修正が必要であるという意見を申し上げておきます。したがって、どうするかという上はごときで申し上げませんが、修正する必要があるという意見を申し上げます、修正いたします。

○床次委員長 斎藤委員。

○斎藤(実)委員 総務長官にお尋ねします。きのう時間がなくて、一、二点質問が残つたわけですが、先日水産庁長官のお話では、小笠原に対する旧漁業権の補償ということでは、あれは六百万ドルは一応見舞い金であるけれども、補償金ということも含まれてゐるのだからというふうなお話があったのですが、総務長官としては、御見解いかがですか。

○田中(実)大臣 水産庁長官の御意見も同じだろつと存じますが、使用できなかった期間におきまする損失の補償と申しますか、やはりそういう考え方であらうと存じます。

○斎藤(実)委員 これは昭和三十七年に閣議決定をしまして、それで旧小笠原島民に支払ひをされたわけですね。その後旧漁業に従事しておつた小笠原から引き揚げられた方がまた陳情をしておるわけですね。ちよつと私きょうは資料を持つてまいりませんでしたけれども、都を通して国に補償してもらいたい、御承知のように漁業改革で日本

の国では補償されたけれども、小笠原は施政権が及んでいないので、その支払ひを受けていないというところでも何とかしてもらいたいという陳情があったわけですね。ところがそれに対する回答として、佐藤総理大臣からは補償するつもりはないとちよつとわからぬような回答をしておるわけですね。きのうも私もお尋ねをしたのですが、水産庁長官の、この通達ではアメリカからの六百万ドルの支払ひ以前であつたということで、施政権が返つてきた場合の補償ということでは、いまとは事情が違ふのだというふうな答弁でございまして、私がお尋ねをしたのは、いままで施政権の及ばないところには補償はできないのだというふうに言われてきておつたのですけれども、その点はどうか。

○田中(実)大臣 属人的な原権によりまする補償の場合でございまして、施政権が及ばない地域に對してはともやう得る。たとえば、沖繩なんかの遺族の扶助料とか恩給の問題なんか、ああいうふうな属人的なものは施政権の及ばないところにおきましてもやはりやっております。

○斎藤(実)委員 私ちよつとことばが足りませんでしたかもしれませんが、私の聞かんとする意味は、見舞い金六百万ドルの一部の二億八千万ドルが旧島民の漁業権として支払われた。その後においても何か補償してもらいたいという声もあつたわけですね、実際は陳情もしてゐるわけですね。ですから、先ほど水産庁長官も言つておりましたし、いま総務長官も、あれは見舞い金であるけれども、補償金という意味も含まれてゐるのだ、そういうことになりまして、施政権が及んでない小笠原の漁業権というものに対しては補償はいままでできないのだ、こう言つてきたわけですね。そうでしょう。それが、補償金も含まれるということをおっしゃるのです。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。先生の、施政権の異なるところには補償できないという御質問は、アメリカの施政権行使によつて生じた損失、そういうものについての日本政府の補償という問題のように私受け取つたわけでございますが、もしそういう趣旨でございますれば、それは日本政府の問題ではなくて、アメリカ政府の問題であるというふうに判断しておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 ちよつと意味がわからない。端的に言つてくれませんか。

○加藤(泰)政府委員 アメリカ政府の施政権行使の結果としてもし損失が生じた場合には、アメリカの側の法令によつて損失補償をどういうふうにするかということが当然考えられるわけでございます、日本政府がそれに対して補償するといふ筋合いのものではないから、そういうことを申し上げたつもりでございます。

○斎藤(実)委員 ですから、総務長官、私は、いまだに、先ほど申し上げましたように、私たあでも何とかしてもらいたいという声があるのですね、これは先日も質問したように、当然戦後二十三年間苦勞されて、漁業権を放棄してこつて来たというのだから、何とかして、何とかして欲しいという声は私には陳情という形で出たんじゃないかと思ふ。ですから、今後政府としては、きのう水産庁長官が補償するといふ気持ちはないのだからという話がありまして、けれども、そういう声もあるというふうに對して、やはり何らかの補償ということも考えるべきではないかというふうに私は考へるのですが、どうでしょうか。

○田中(実)大臣 この問題は、昨日も水産庁長官が客観情勢の変化に伴つての見解の問題もおっしゃいましたが、いまの斎藤さんの御質問のような点につきましては、あるいは生活保護の問題でありますとか、あるいは今後の漁業再建にあつての振興方策あるいはそれに伴つての融資措置、国の助成、こういうふうないろいろな面でその問題は補われるのではないかと、補わなければならぬ問題ではないかと、かように考えます。

うそれでおしまいだというのではなくて、やはり今後帰島して漁業に携わる人のためには、いま長官が答弁されたような意味も含めて、ひとつお考え願いたいということを要望して、質問を終わります。

○床次委員長 これにて質疑は終局いたしました。

午後二時再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時五十分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につきましては、休憩前に質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○床次委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が小淵恵三君外三名から提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小淵恵三君。

○小淵委員 ただいま提案になりました小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案に対する附帯決議案につきましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、私がその趣旨の説明を行ないます。

案文はお手元に配付のとおりでありますので、案文の朗読はこれを省略いたしますので、御了承願います。

昨年十一月、佐藤総理大臣、ジョンソン大統領、両首脳会談の結果、小笠原諸島の早期返還について合意を見、引き揚げ旧島民の方々のみならず、全国民待望の夢が、平和時における領土返還という画期的事実として歴史の上に定着することになったことは、まことに喜びにたえないところであります。

本法審査の経過を顧みて、多くの政令事項があり、また今後検討調査を要する事項がきわめて多いので、特に次の諸点に関し、政府に対し適切な配慮を要望するのであります。

第一は、小笠原諸島復帰に伴い、同諸島が旧島民の引き揚げ後二十数年間自然の荒廃のままに放置されてきた現状にみ、冬暖く夏涼しい海洋性気候の島々の美しい自然を生かし、全国民の願望にこたえ、広い視野から自然と産業の融和した新しい村づくりを目ざして、小笠原諸島の復興計画の早期確立とその開発の促進に十分な努力をいたすよう要望するものであります。

第二には、父島に居住する現島民の生活の安定についてであります。御承知のように、現島民は米軍施設下で医療、教育、住宅、生活環境施設等、米軍依存の生活になれてきたのであります。米軍撤退に伴う生活不安に困惑を感じておられると思われ、政府は、この現住民の生活激変に対する不安をできるだけ解消する責任があると考えます。特に、日本語教育と本土教育への接続並びに就業機会の供与については、特別の努力を要望するのであります。

第三に、復興計画及び復興法の策定についてであります。荒廃の極にあるとさえいえる小笠原の島々は、おのおの特殊な事情がある点は理解できるところであります。土地所有権の確認、病虫害防除対策その他復興開発計画の樹立のための基礎的な調査であって、長期を要しかつ徹底した調査を必要とするものは、どうしてもこれを早期に

着手し、的確な判断をなし得る措置を急ぐことは、当面緊急のものと考えるのであります。

この過程はきわめて困難なものでありましようが、計画の策定にあたっては、国、東京都は、同島復興開発の第一手である旧島民の意向を十分に反映することにとり、東京都との分担を明確にしつつ、緊急かつ適切な協力を行なうことを要望するものであります。

また、計画は、小笠原の各島の実態に基づく総合的な計画として策定されるよう特段の努力をいたさねばならぬのであります。

第四に、復興計画の実施についても、前項に述べたように、関係者の緊密かつ効率的な協力を前提として、各島の実態に応じた施策をできるだけ同時に進めるよう、一刻も早く帰島したい旧島民の立場を考慮に入れ、適切な配慮を望むものであります。

これらの所要の経費については、強制引き揚げさせられた旧島民の帰島援護の問題と、荒廃の極にある小笠原の特殊事情をも勘案し、現行法上最高率を下回らない補助等、特別の財政措置を講じられたのであります。

第五は、硫黄島における特殊事情として、その不発弾処理及び戦没者の遺骨の収集は、復興開発ないし旧島民帰島の前提とも考えられます。特に戦死者御遺族の立場から見ても、その遺骨の収集をすみやかに実施されるよう要望するものであります。

第六は、本法における権利の調整に関し、旧島民に対する特別賃借権、漁業の操業制限、土地所有権の設定、緊急事業のための土地利用等の措置に關連し、本土における現行法体系の立場から、また復興開発段階までの措置について、本決議の趣旨に即する配慮を特に要望するものであります。

第七は、日本軍の命令に従って強制引き揚げを余儀なくされた旧島民が帰島し、その生活の再建をはかるために、これに必要な再建資金に關しては、特別の長期低利の融資を行ない得るよう特段の措置を講じ、引き揚げ旧島民の長期にわたる困苦の生活にこたえるよう特に要望するものであります。

最後に、本土より千余キロを隔てた小笠原の島々は、その交通、通信施設の早急整備がその復興開発のキーポイントとなるので、政府は、当面の交通確保はもとより、将来の小笠原の交通、通信の整備に最大の努力をいたさねばならぬのであります。

以上をもって趣旨の説明を終わります。(拍手)

〔参照〕

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当つては、次の事項に關し、遺憾のないよう適切な配慮を行なうべきである。

一、小笠原諸島の復帰に當り、その荒廃の現状に鑑み、政府は国民の願望に答へ、その自然と産業が融和した新たな村づくりを目指し、復興開発を促進すべきである。

二、復帰に伴う現島民の生活の激変に對し、その不安の解消に努め、就業並びに子弟の教育等生活安定につき、適切な措置を講ずること。

三、復興計画及び復興法については、これに必要な基礎調査の実施を急ぎ、これに基づく小笠原の特殊事情に即し、国・東京都並びに旧島民など関係者の緊密かつ適切な協力により、各島にわたる総合計画としてこれを策定すること。

一、復興計画の実施に當つては、各島の実態に応じた施策をできるだけ同時に進めようよう配慮するものとし、必要な経費は、現行法上の最高率を下廻らない高率補助をとる等十分な財政措置

を講ずること。

一、硫黄島における戦没者の遺骨は速やかにその収集を図ること。

一、農地法の適用については、復興法の施行に依りて、速やかに適用できるよう措置することとすに、自作農による農業振興を図ること。

一、漁業者の生活安定を図るため小笠原諸島周辺海域における漁業秩序の確保、乱獲防止等について万全の対策を講ずること。

一、本法による土地使用権の設定及び緊急事業のための土地使用等については、土地所有権者等の権利の保護に充分配慮すること。

一、島民の生活の再建を図るため、その特殊事情を勘案し、特別の長期・低利の融資を行ないうるよう措置すること。

一、本土及び各島間における交通・通信施設を早急に整備すること。

○床次委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

小淵恵三君外三名提出の附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

この際、田中総務長官から発言の申し出がありますので、これを許します。田中総務長官。

○田中総務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましてこれを尊重いたしまして、十分御方針に沿い善処いたしたいと考えております。

なお、この復興計画の策定につきましては、御議論を十分に考慮いたしまして、奄美方式に準じましてこれを行なうようにつとめる所存でございます。何とぞ御了承賜わりたいと存じます。

○床次委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 次回の委員会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

昭和四十三年五月二十二日印刷

昭和四十三年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局